

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 知多郡東浦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.1%
全職員	54.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	100.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.5%
31～35年	92.1%
26～30年	83.7%
21～25年	81.3%
16～20年	80.6%
11～15年	80.6%
6～10年	93.8%
1～5年	98.3%

【説明欄】

- ・相対的に給与水準が低い勤続年数1～5年目の職員のうち87.0%が女性職員であり、かつ、1～5年目の女性職員が全体の27.0%を占めているため、任期の定めのない常勤職員と比較すると、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、86.6%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・本庁部局長・次長相当職の男女の給与の差異は、女性職員がいないため、表示していません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。